

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	株式会社ホッコク
【英訳名】	HOKKOKU CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 二男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三崎町2丁目20番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長中井二男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠することとしている。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定することとしている。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行うこととしている。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定することとしている。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定することとしており、会社を対象として行う全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定することとしている。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から順次合算し、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価範囲に追加することとしている。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、当社は過年度の連結財務諸表等の決算の訂正を行うこととなり、その訂正及び内部統制の再構築に相当の時間を要することとなったため、上記の方針に基づいて必要と認められた評価対象範囲、当社のすべての評価手続を実施することができず、評価を完了することができなかった。

3【評価結果に関する事項】

当社は財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続が実施できなかった。従って、当連結会計年度の末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断した。

実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりである。

- ・全社的な内部統制の評価手続
- ・決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価手続
- ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続

コーポレートガバナンスの実現とコンプライアンス体制構築のための包括的な意見を求めることを目的として設置した、第三者による外部調査委員会（以下、第三者委員会という。）の調査により、過年度における不適切な会計処理が判明した。当該調査結果を受け、当社で判断した結果、平成21年9月第2四半期から平成23年9月第2四半期までの範囲について連結財務諸表等の決算訂正を行い、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書として公表しております。過年度における決算訂正、収益計上の妥当性の全容説明及び第三者委員会からの提言を踏まえて、全社統制をはじめとして、業務プロセス全般の不備を改善する必要がありましたが、その整備には時間を要すること、また、当社において間接部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記の評価手続に従事させることが困難であったことから、当連結会計年度中において重要な評価手続を実施することができなかった。

4【付記事項】

付記すべき事項はない。

5【特記事項】

特記すべき事項はない。